

## 会費に関する規則

2014年1月26日全国協議会で可決  
最終改定：2023年2月12日地域代表協議会  
緑の党グリーンズジャパン規則第3号

### (目的)

**第1条** この要綱は緑の党グリーンズジャパン（以下、「この政党」という）の会費の減免に関する必要な事項を定めることを目的とします。

### (会費)

**第2条** この政党の会員の会費は年額 10,000 円とします。ただし、会員の意志と負担能力により選択することができるものとし、年収 500 万円以上 700 万円未満の場合は 2 万円、700 万円以上 900 万円未満の場合は 3 万円、900 万円以上の場合には 5 万円を目安とします。

2 サポーターの会費は年額 3,000 円とします。

### (減免)

**第3条** 会費は、本人の申請に基づき減免する事が出来るものとします。なお、その際の会費は、年額 3,000 円、5,000 円、7,000 円のいずれかとし、1年ごとに申請するものとします。

### (分割)

**第4条** 会費は、本人の申請に基づき分割で支払うことができるものとします。なお、その際の金額は1回目については 3,000 円以上とします。

### (国会議員の会費)

**第5条** 規約第 35 条第 4 号に基づき、この政党所属（会員）の国会議員の会費を定めるものとします。

2 歳費の 1 割以上を基準に、運営委員会と候補者で協議し決定します。

### (自治体議員の会費)

**第6条** 規約第 36 条第 3 項に基づき、この政党所属の自治体議員の会費は、年額報酬に応じて定めるものとします。

2 年額報酬が、500 万円未満の場合は 1 万円、500 万円以上 700 万円未満の場合は 2 万円、700 万円以上 900 万円未満の場合は 3 万円、900 万円以上の場合には 5 万円とします。

### 附則

この規則は、2015年2月8日から施行します。

この規則は、2018年2月12日から施行し、2018年度会費から対象とすることとします。